

行政による経済的不利益賦課制度、
財産の隠匿・散逸防止策
＜海外制度調査委託の方針について＞

平成24年4月

海外制度委託調査の方針について

○調査対象国及び内容について

対象国における被害実態、制度の運用状況を通じて、各制度が十分に効果を上げているかを調査するとともに、各制度について国内制度として導入する可能性があるかを検討する。

①イギリス

- ・消費者被害の実態
- ・資産回復制度(重大組織犯罪庁(SOCA)等により、犯罪者からの資産回復を図る制度。刑事事件として個人を起訴し、有罪となった判決において犯罪収益を没収する方法と、有罪判決を経ず財産に対して訴訟を起こして財産をはく奪する方法(民事回復制度)がある)について、具体的な要件・手続、運用状況
- ・民事回復制度について、最終的には回収された財産がSOCA等の受託者に委託されることとなるが、委託された財産の用途について、被害者への配分が想定されているか、配分されているとすればその具体的な配分方法、運用状況
- ・金融サービス市場法における消費者救済策、運用状況
- ・その他、(主に消費者保護政策において)行政が直接事業者に経済的不利益賦課を行うことができる制度、事業者の財産の隠匿・散逸防止のために資産を凍結させる制度の有無、概要、運用状況

②ドイツ

- ・消費者被害の実態
- ・不正競争防止法、競争制限禁止法上の利益はく奪制度(制裁金制度)の運用状況
- ・過料制度の概要、運用状況
- ・その他、(主に消費者保護政策において)行政が直接事業者に経済的不利益賦課を行うことができる制度、事業者の財産の隠匿・散逸防止のために資産を凍結させる制度の有無、概要、運用状況

海外制度委託調査の方針について

③韓国

- ・消費者被害の実態
- ・訪問販売法、表示広告公正化法、電子商取引における消費者保護法の改正の動向調査（被害者への賠償・返金を是正措置命令として導入する法案が提出されているとのことであり、法案提出に至るまでの立法事実、条文案等の調査）
- ・（主に消費者保護政策において）行政が直接事業者に経済的不利益賦課を行うことができる制度、事業者の財産の隠匿・散逸防止のために資産を凍結させる制度の有無、概要、運用状況

④アメリカ

- ・消費者被害の実態
- ・民事制裁金、民事没収、差し止め・違法収益吐き出し制度の運用状況

- ⑤ また、その他、OECDによるレポート（OECD Workshop on Consumer Dispute Resolution and Redress in the Global Marketplace2005 (Background Report)等）の内容を踏まえ、行政が直接事業者に経済的不利益賦課を行うことができる制度、及び事業者の財産の隠匿・散逸防止のために資産を凍結させる制度について整備されており参考となる国の制度があれば、調査対象とする。